

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月6日
【四半期会計期間】	平成22年度第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03)3456-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 落合 啓二 （「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については 総務部上級エキスパート 龍 芳泰）
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03)3456-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 落合 啓二 （「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については 総務部上級エキスパート 龍 芳泰）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		平成21年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成22年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成21年度
会計期間		自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高	百万円	259,115	403,733	1,445,616
経常損益	百万円	27,768	5,791	12,980
四半期(当期)純損益	百万円	26,436	11,756	4,758
純資産額	百万円	201,670	209,642	234,478
総資産額	百万円	1,079,361	1,198,970	1,258,669
1株当たり純資産額	円	44.33	42.86	38.54
1株当たり四半期(当期) 純損益金額	円	4.77	2.12	0.86
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	円	-	-	0.51
自己資本比率	%	17.80	16.70	17.81
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	8,430	30,019	100,716
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,189	11,523	22,325
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	10,313	9,133	30,881
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	百万円	141,110	265,313	263,453
従業員数	人	31,986	31,402	31,003

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高は、消費税等を含んでいない。
3. 従業員数は就業人員を表示している。
4. 平成21年度第1四半期連結累計(会計)期間及び平成22年度第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、四半期純損失が計上されているため記載していない。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	31,402 (4,228)
---------	----------------

(注) 1. 人員数は、就業人員である。(役員を除く。)

2. 臨時従業員(パートタイマー、期間社員、派遣社員等)は()内に当第1四半期連結会計期間の期末人員を外数で表示している。

(2) 提出会社における従業員数

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	12,972 (2,106)
---------	----------------

(注) 1. 人員数は、就業人員である。(役員を除く。)

2. 臨時従業員(パートタイマー、期間社員、派遣社員等)は()内に当第1四半期会計期間の期末人員を外数で表示している。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績は次のとおりである。

	平成22年度第1四半期連結会計期間 数量(台) (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
国内	138,570	172.1
海外	55,797	212.6
合計	194,367	182.0

(2) 受注状況

当社は、大口需要等特別の場合を除き、見込生産を行っている。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	平成22年度第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)		前年同四半期比(%)	
	数量(台)	金額(百万円)	数量	金額
自動車	257,316	400,906	121.0	156.5
金融	-	2,875	-	98.4
調整額	-	47	-	-
合計	257,316	403,733	121.0	155.8

(注) 1. 調整額は、セグメント間取引消去によるものである。

2. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりである。

相手先	平成21年度第1四半期 連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		平成22年度第1四半期 連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
三菱商事株式会社	34,302	13.2	73,831	18.3

3. 上記数量は、四半期報告書提出時点での速報値である。

4. 上記金額は、消費税等を含んでいない。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

3【経営上の重要な契約等】

(1) 当第1四半期連結会計期間における、経営上の重要な契約等に係る機関決定及び新規締結は次のとおりである。

契約会社名	相手方		契約の内容	契約締結日
	名称	国籍		
三菱自動車工業株式会社 (当社)	プジョー・シトロエン・ オートモビルズ・エス・ エイ	フランス	プジョー・シトロエン・オートモ ビルズ・エス・エイへの車両(コ ンパクトSUV)OEM供給に関 する契約	平成22年4月27日

(2) 当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約に係る重要な変更及び終了はない。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間の事業環境は、世界経済全体としては緩やかな回復を続けていたが、高成長を続ける中国を始めとしたアジア諸国に対し、欧州諸国は経済回復の速度が遅いなど、地域間の格差が強まっていた。とりわけ、ギリシャ財政問題を契機としたユーロ安が進行し、加えて、リーマンショック後の世界同時不況により悪化した財政立て直しが先進国を中心に大きな課題となっている中であっては、景気回復への影響が懸念されるなど、事業環境は不透明かつ厳しい状況が続いている。

このような事業環境の中、当社グループの売上高、営業損益、経常損益、当期損益は前年同期実績を上回った。

販売台数(小売)は、前年同期比で日本、アジア・その他地域で増加、北米でほぼ同レベル、欧州で減少した結果、全体では257千台(前年同期比+44千台、同+21%)となった。

地域別には、日本では、エコカー減税や補助金が継続されるなか、コルトシリーズやアウトランダーの好調に加え、今年2月に投入した新型RV Rの上乗せにより登録車は4千台増加、eKワゴンなどが伸長した軽自動車も3千台増加した結果、38千台(同+7千台、同+22%)となった。

北米では、米国、カナダ、メキシコの何れの国に於いても前年同期とほぼ同水準の販売台数となった結果、合計21千台となった。

欧州では、6月から各国で順次発売した新型コンパクトクロスオーバーASXが好調な立ち上がりを見せたが、スクラップインセンティブ終了により総需要が減少しているドイツで前年同期を大きく下回ったことなどにより、地域全体で46千台(同-3千台、同-6%)となった。

アジア・その他地域では、すべての地域で前年同期を上回り、中でも中国や、タイ、インドネシア、フィリピンをはじめとするアセアン諸国、また豪州などが大きく伸長した結果、地域全体で152千台(同+40千台、同+37%)となった。

売上高は、販売台数の増加により、4,037億円(前年同期比+1,446億円、同+56%)となった。

営業損益は、販売台数の増加や国内子会社損益の改善などにより、45億円の損失(前年同期比251億円の改善)となった。

経常損益は、58億円の損失(前年同期比220億円の改善)となった。

当期損益は、118億円の損失(前年同期比146億円の改善)となった。

セグメントの業績は次のとおりである。

自動車事業

当第1四半期連結会計期間における自動車事業に係る売上高は、卸売台数の増加により4,009億円(前年同期比+1,447億円、同+56%)となり、営業損益は、卸売台数の増加や国内子会社損益の改善などにより49億円の損失(前年同期比253億円の改善)となった。

金融事業

当第1四半期連結会計期間における金融事業に係る売上高は、29億円(前年同期比±0億円、同-2%)となり、営業損益は5億円の利益(前年同期比1億円の減少)となった。

当社及び連結子会社の所在地を基礎として区分したセグメントの業績は次のとおりである。

日本

売上高は、卸売台数の増加により3,582億円（前年同期比+1,782億円、同+99%）となり、営業損益は123億円の損失（前年同期比136億円の改善）となった。

北米

売上高は、卸売台数の増加により392億円（前年同期比+77億円、同+25%）となり、営業損益は31億円の損失（前年同期比7億円の改善）となった。

欧州

売上高は、欧州子会社の体制変更により、448億円（前年同期比 28億円、同 6%）と減少したものの、営業損益は、販売費等の費用削減により20億円の利益（前年同期比39億円の増加）となった。

アジア・その他地域

売上高は、卸売台数の増加により、1,360億円（前年同期比+584億円、同+75%）となり、営業損益は、89億円の利益（前年同期比76億円の増加）となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は2,653億円となり、期首残高から18億円増加した。キャッシュ・フローの状況は次のとおりである。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、四半期純損失であったものの、運転資本の増加などにより、300億円の収入となった。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得などにより、115億円の支出となった。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済などにより、91億円の支出となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、6,225百万円である。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,958,285,000
A種優先株式	438,000
B種優先株式	374,000
C種優先株式	500,000
D種優先株式	500,000
E種優先株式	500,000
F種優先株式	500,000
G種優先株式	500,000
計	9,961,597,000

(注)「発行可能株式総数」欄には、平成22年6月30日現在の当社定款に記載されている株式の総数を記載している。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月6日) (注)1	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	5,537,956,840	5,537,956,840	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式
第1回 A種優先株式 (注)2	73,000	73,000	-	単元株式数 1株 (注)2~4, 5, 12, 13, 14
第2回 A種優先株式 (注)2	25,000	25,000	-	単元株式数 1株 (注)2~4, 6, 12, 13, 14
第3回 A種優先株式 (注)2	1,000	1,000	-	単元株式数 1株 (注)2~4, 7, 12, 13, 14
第1回 G種優先株式 (注)2	130,000	130,000	-	単元株式数 1株 (注)2~4, 8, 12, 13, 14
第2回 G種優先株式 (注)2	168,393	168,393	-	単元株式数 1株 (注)2~4, 9, 12, 13, 14
第3回 G種優先株式 (注)2	10,200	10,200	-	単元株式数 1株 (注)2~4, 10, 12, 13, 14
第4回 G種優先株式 (注)2	30,000	30,000	-	単元株式数 1株 (注)2~4, 11, 12, 13, 14
計	5,538,394,433	5,538,394,433	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの優先株式の普通株式への転換による増減は含まれていない。

2. 第1~3回A種優先株式、第1~4回G種優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。
3. 第1~3回A種優先株式、第1~4回G種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりである。

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額(転換価額)が下方に修正された場合、取得請求権(転換請求権)の行使により交付される普通株式数が増加する。なお、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、取得価額(転換価額)、下限取得価額(下限転換価額)及び上限取得価額(上限転換価額)について所定の調整が行われることがある。

(2) 取得価額(転換価額)の修正の基準及び頻度
修正の基準

転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値
修正の頻度(該当日が営業日でない場合には翌営業日)

第1回A種優先株式：平成17年10月1日から平成26年6月10日までの毎月10日

第2回A種優先株式：平成17年10月1日から平成26年6月10日までの毎月10日

第3回A種優先株式：平成17年10月1日から平成26年6月10日までの毎月10日

第1回G種優先株式：平成17年10月1日以降のうち、毎月10日

第2回G種優先株式：平成17年10月1日以降のうち、毎月10日

第3回G種優先株式：平成17年10月1日以降のうち、毎月10日

第4回G種優先株式：平成19年10月1日以降のうち、毎月10日

(3) 取得価額(転換価額)の下限及び取得請求権(転換請求権)の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

取得価額(転換価額)の下限

第1回A種優先株式: 54円

第2回A種優先株式: 54円

第3回A種優先株式: 44円

第1回G種優先株式: 52円

第2回G種優先株式: 71円

第3回G種優先株式: 69円

第4回G種優先株式: 77円

取得請求権(転換請求権)の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

第1回A種優先株式: 1,351,851,851株

(平成22年5月31日現在における第1回A種優先株式の発行済株式総数73,000株に基づき算定。
同日の普通株式の発行済み株式総数の24.41%)

第2回A種優先株式: 462,962,962株

(平成22年5月31日現在における第2回A種優先株式の発行済株式総数25,000株に基づき算定。
同日の普通株式の発行済み株式総数の8.35%)

第3回A種優先株式: 22,727,272株

(平成22年5月31日現在における第3回A種優先株式の発行済株式総数1,000株に基づき算定。
同日の普通株式の発行済み株式総数の0.41%)

第1回G種優先株式: 2,500,000,000株

(平成22年5月31日現在における第1回G種優先株式の発行済株式総数130,000株に基づき算定。
同日の普通株式の発行済み株式総数の45.14%)

第2回G種優先株式: 2,371,732,394株

(平成22年5月31日現在における第2回G種優先株式の発行済株式総数168,393株に基づき算定。
同日の普通株式の発行済み株式総数の42.82%)

第3回G種優先株式: 147,826,086株

(平成22年5月31日現在における第3回G種優先株式の発行済株式総数10,200株に基づき算定。
同日の普通株式の発行済み株式総数の2.66%)

第4回G種優先株式: 389,610,389株

(平成22年5月31日現在における第4回G種優先株式の発行済株式総数30,000株に基づき算定。
同日の普通株式の発行済み株式総数の7.03%)

(4) 当社の決定による第1~3回A種優先株式及び第1~4回G種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項

第1~3回A種優先株式については、当該優先株式の全部の取得を可能とする強制転換条項がある。

第1~4回G種優先株式については、当該優先株式の全部の取得を可能とする強制転換条項はない。

4. 第1~3回A種優先株式、第1~4回G種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりである。

(1) 権利の行使に関する事項について所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはない。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはない。

5. 第1回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(1)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(2)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回A種優先配当金の支払いは、当該第1回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(3)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、第1回A種優先株主が有する第1回A種優先株式を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること(以下、当社がある種類の株式を取得し、それと引換えに当社の他の種類の株式を交付することを「転換」という。)を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第1回A種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第1回A種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第1回A種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回A種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回A種優先株式についてのみ、当該第1回A種優先株主の請求に基づくその有する第1回A種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回A種優先株式以外の転換請求にかかる第1回A種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第1回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第1回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{matrix} \text{新規発行} & & 1 \text{株当たりの} \\ \text{普通株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{(既発行普通株式数} & + & \\ \text{- 自己株式数)} & & \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{1株当たりの時価} \\ \text{(既発行普通株式数 - 自己株式数) + 新規発行普通株式数} \end{matrix}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\begin{matrix} \text{第1回A種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第1回A種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{matrix}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第1回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第1回A種優先株式1株の払込金額相当額を第1回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

6. 第2回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(1)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、第2回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(2)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき、第2回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回A種優先配当金の支払いは、当該第2回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(3)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は、同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第2回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの各転換請求可能日において、第2回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額(但し、下限を30円とする。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式数} \\ \text{- 自己株式数)} \end{array} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式数} \\ \text{- 自己株式数)} + \text{新規発行普通株式数} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第2回A種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第2回A種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第2回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「第2回A種優先株式転換基準日」という。)以降の日で取締役会で定める日をもって、第2回A種優先株式1株の払込金額相当額を第2回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で、除して得られる数の普通株式となる。

7. 第3回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(1)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、第3回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(2)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき、第3回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回A種優先配当金の支払いは、当該第3回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(3)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第3回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、96円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの各転換請求可能日において、第3回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額(但し、下限30円とする。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、当初転換価額が決定された日の翌日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式数} \\ \text{- 自己株式数)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新規発行普通株式数} \\ \text{1株当たりの時価} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第3回A種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第3回A種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第3回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「第3回A種優先株式転換基準日」という。)以降の日で取締役会で定める日をもって、第3回A種優先株式1株の払込金額相当額を第3回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で、除して得られる数の普通株式となる。

8. 第1回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(1)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、第1回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(2)の定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき、第1回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回G種優先配当金の支払いは、当該第1回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(3)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第1回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第1回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回G種優先株式についてのみ、当該第1回G種優先株主の請求に基づくその有する第1回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回G種優先株式以外の転換請求にかかる第1回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第1回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、113円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第1回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成16年9月1日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\left(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回G種優先株主が転換請求のために提出した第1回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

9. 第2回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(1)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、第2回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(2)の定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき、第2回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回G種優先配当金の支払いは、当該第2回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(3)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第2回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第2回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第2回G種優先株式についてのみ、当該第2回G種優先株主の請求に基づくその有する第2回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第2回G種優先株式以外の転換請求にかかる第2回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第2回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、143円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第2回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月11日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\left(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第2回G種優先株主が転換請求のために提出した第2回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

10. 第3回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(1)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、第3回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(2)の定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき、第3回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回G種優先配当金の支払いは、当該第3回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(3)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第3回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第3回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第3回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第3回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第3回G種優先株式についてのみ、当該第3回G種優先株主の請求に基づくその有する第3回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第3回G種優先株式以外の転換請求にかかる第3回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第3回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、139円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第3回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月23日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第3回G種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第3回G種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

11. 第4回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(1)に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第4回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第4回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第4回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、第4回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(2)の定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき、第4回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第4回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第4回G種優先配当金の支払いは、当該第4回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(3)に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第4回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第4回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第4回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第4回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第4回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第4回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第4回G種優先株式についてのみ、当該第4回G種優先株主の請求に基づくその有する第4回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第4回G種優先株式以外の転換請求にかかる第4回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成19年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第4回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、258円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降の各転換請求可能日において、第4回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均

値が当初転換価額の30%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成18年1月31日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第4回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4回G種優先株主が転換請求のために提出した第4回G種優先株式の発行価格の総額}}{\text{転換価額}}$$

12. 優先順位

(1) 優先配当金の優先順位

A種優先配当金、B種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金、F種優先配当金及びG種優先配当金の支払順位は、B種優先配当金及びF種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金及びG種優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(2) 優先中間配当金の優先順位

A種優先中間配当金、B種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金、F種優先中間配当金及びG種優先中間配当金の支払順位は、B種優先中間配当金及びF種優先中間配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金及びG種優先中間配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(3) 残余財産の分配の優先順位

A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式、C種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第2順位（それらの間では同順位）とする。

13. 当社は、普通株式のほかに各種優先株式を発行しているが、単元株式数については、普通株式と各種優先株式の発行価額の差異等を勘案して、普通株式は1,000株、各種優先株式は1株としている。

また、議決権については、普通株式は議決権を有するが、各種優先株式は、その株主等が、剰余金の配当・残余財産の分配において普通株式の株主等に比し優先的な取扱いを受けることが予定されていること等を勘

案して、法令に定める場合を除き、議決権を有しないこととしている。

14. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第1回A種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	57,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	527,777,776
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	108
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	57,000

第2回A種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	10,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	92,592,592
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	108
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	10,000

第3回A種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

第1回G種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

第2回G種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

第3回G種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

第4回G種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	-	5,538,394,433	-	657,355,060	-	433,202,060

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿により記載する。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 73,000	-	(注)1.
	第2回A種優先株式 25,000		
	第3回A種優先株式 1,000		
	第1回G種優先株式 130,000		
	第2回G種優先株式 168,393		
	第3回G種優先株式 10,200		
	第4回G種優先株式 30,000		
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 87,000	-	単元株式数 1,000株 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,537,302,000 (注)2.	5,537,302	同上
単元未満株式	普通株式 567,840 (注)3.	-	同上
発行済株式総数	5,538,394,433	-	-
総株主の議決権	-	5,537,302	-

(注) 1. (1)株式の総数等 発行済株式(注)2.~(注)14.を参照。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式69,000株(議決権の数69個)が含まれている。

3. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式254株が含まれている。

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目 33番8号	87,000	-	87,000	0.00
計	-	87,000	-	87,000	0.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	平成22年 5月	平成22年 6月
最高(円)	134	128	119
最低(円)	126	113	112

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次の通りである。

(1) 取締役の様況

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	グローバル・アフターセールス 事業統括部門長	取締役	社長補佐	黒田 浩	平成22年7月1日

(注) 執行役員の異動は次の通りである。

新任執行役員

役名	職名	氏名	就任年月日
執行役員	経営企画本部長	黒井 義博	平成22年7月1日
執行役員	財務本部長 兼 財務統括室長	田畑 豊	平成22年7月1日

退任執行役員

役名	職名	氏名	退任年月日
常務執行役員	経営企画本部長	内野 州馬	平成22年6月30日
執行役員	財務本部長 兼 財務統括室長	松下 和也	平成22年6月30日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、平成21年度第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び平成21年度第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、平成22年度第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び平成22年度第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成21年度第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び平成21年度第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに平成22年度第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び平成22年度第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	平成22年度 第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	平成21年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	266,158	264,323
受取手形及び売掛金	³ 94,412	³ 121,385
商品及び製品	112,726	115,166
仕掛品	23,729	25,847
原材料及び貯蔵品	39,060	42,855
その他	103,619	113,947
貸倒引当金	9,046	10,448
流動資産合計	630,660	673,077
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	88,605	86,018
機械装置及び運搬具(純額)	131,600	139,260
工具、器具及び備品(純額)	73,270	79,156
土地	94,854	95,569
建設仮勘定	4,162	8,228
有形固定資産合計	¹ 392,493	¹ 408,234
無形固定資産	⁴ 11,194	⁴ 12,435
投資その他の資産		
投資有価証券	62,157	64,820
その他	114,296	112,238
貸倒引当金	11,832	12,136
投資その他の資産合計	164,621	164,922
固定資産合計	568,309	585,592
資産合計	1,198,970	1,258,669

(単位：百万円)

	平成22年度 第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	平成21年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	246,379	265,028
短期借入金	310,954	319,374
1年内償還予定の社債	200	200
未払金及び未払費用	86,534	101,190
未払法人税等	4,818	3,062
製品保証引当金	27,425	26,331
その他	65,056	58,090
流動負債合計	741,368	773,278
固定負債		
長期借入金	67,544	73,174
退職給付引当金	106,158	106,354
役員退職慰労引当金	916	927
その他	73,339	70,456
固定負債合計	247,958	250,913
負債合計	989,327	1,024,191
純資産の部		
株主資本		
資本金	657,355	657,355
資本剰余金	432,666	432,666
利益剰余金	777,578	765,988
自己株式	15	15
株主資本合計	312,427	324,017
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,691	5,494
繰延ヘッジ損益	931	90
為替換算調整勘定	116,814	105,236
評価・換算差額等合計	112,191	99,832
少数株主持分	9,406	10,293
純資産合計	209,642	234,478
負債純資産合計	1,198,970	1,258,669

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	平成21年度 第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	平成22年度 第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	259,115	403,733
売上原価	237,215	348,371
売上総利益	21,899	55,361
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費及び販売促進費	11,478	15,175
運賃	2,505	9,008
役員報酬及び給料手当	14,623	14,241
退職給付引当金繰入額	1,233	1,173
減価償却費	3,034	2,705
研究開発費	6,514	6,225
その他	12,123	11,328
販売費及び一般管理費合計	51,513	59,857
営業利益又は営業損失()	29,613	4,495
営業外収益		
受取利息	532	318
為替差益	3,449	-
持分法による投資利益	-	2,314
その他	1,597	991
営業外収益合計	5,579	3,625
営業外費用		
支払利息	3,054	3,286
訴訟関連費用	375	1,114
その他	304	520
営業外費用合計	3,735	4,921
経常利益又は経常損失()	27,768	5,791
特別利益		
固定資産売却益	247	14
貸倒引当金戻入額	942	1,420
関係会社清算損失戻入額	474	-
その他	192	89
特別利益合計	1,856	1,525
特別損失		
固定資産除却損	275	161
固定資産売却損	3	48
早期退職金	405	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,705
その他	55	217
特別損失合計	738	3,133
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	26,651	7,399
法人税、住民税及び事業税	1,402	2,819
法人税等調整額	2,376	546
法人税等合計	973	3,365
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	-	10,765
少数株主利益	758	991
四半期純利益又は四半期純損失()	26,436	11,756

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	平成21年度 第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	平成22年度 第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	26,651	7,399
減価償却費	17,329	16,595
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,723	1,031
退職給付引当金の増減額(は減少)	120	35
受取利息及び受取配当金	884	667
支払利息	3,054	3,286
為替差損益(は益)	784	4,167
持分法による投資損益(は益)	557	2,314
固定資産除売却損益(は益)	31	195
売上債権の増減額(は増加)	20,982	17,856
たな卸資産の増減額(は増加)	16,953	675
仕入債務の増減額(は減少)	9,085	10,879
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,705
早期退職金	405	-
その他	21,349	11,554
小計	2,158	33,427
利息及び配当金の受取額	977	708
利息の支払額	3,180	3,083
早期退職金の支払額	1,122	138
法人税等の支払額	2,946	894
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,430	30,019
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	12,686	24
有形固定資産の取得による支出	10,459	13,072
有形固定資産の売却による収入	2,745	2,385
投資有価証券の取得による支出	0	2
長期貸付けによる支出	2	0
長期貸付金の回収による収入	157	152
その他	936	1,009
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,189	11,523
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	15,339	127
長期借入れによる収入	36,400	100
長期借入金の返済による支出	3,262	6,269
社債の償還による支出	25,600	-
少数株主への配当金の支払額	586	1,077
その他	1,924	2,013
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,313	9,133
現金及び現金同等物に係る換算差額	973	7,525
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	13,581	1,837
現金及び現金同等物の期首残高	154,666	263,453
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	25	22
現金及び現金同等物の四半期末残高	141,110	265,313

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

平成22年度第1四半期連結会計期間
 (自平成22年4月1日
 至平成22年6月30日)

1. 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

当第1四半期連結会計期間より、三菱・モーターズ・ルス・エルエルシーは相対的重要性の観点から、連結の範囲に含めている。また、東関東MMC部品販売株式会社は、保有株式を一部売却したため、連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社に変更している。

(2) 変更後の連結子会社の数

57社

2. 持分法の適用に関する事項の変更

(1) 持分法適用非連結子会社

持分法適用非連結子会社の変更

当第1四半期連結会計期間より、ダイヤモンド・アウト・ヴェルト・ジーエムピーエイチは連結子会社である三菱・モーターズ・ドイッチェランド・ジーエムピーエイチに吸収合併されたため、持分法適用の範囲から除外している。

変更後の持分法適用非連結子会社の数

3社

(2) 持分法適用関連会社

持分法適用関連会社の変更

当第1四半期連結会計期間より、東関東MMC部品販売株式会社は、保有株式を一部売却したため、連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社に変更している。また、株式会社リチウムエナジージャパンは、出資比率低下のため、持分法適用の範囲から除外している。

変更後の持分法適用関連会社の数

22社

3. 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用している。

これにより、営業損失、経常損失は66百万円、税金等調整前四半期純損失は2,772百万円それぞれ増加している。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は、5,054百万円である。

【表示方法の変更】

平成22年度第1四半期連結会計期間
 (自平成22年4月1日
 至平成22年6月30日)

(四半期連結損益計算書)

1. 前第1四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「持分法による投資利益」

は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとした。

なお、前第1四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「持分法による投資利益」は、557百万円である。

2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、

当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失

()」の科目で表示している。

【簡便な会計処理】

平成22年度第1四半期連結会計期間
(自平成22年4月1日
至平成22年6月30日)

1. 棚卸資産の評価方法

当第1四半期連結会計期間末における棚卸高は、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出している。

2. 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している固定資産の減価償却費は、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計算している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

平成22年度第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)			平成21年度末 (平成22年3月31日)		
1.有形固定資産の減価償却累計額 1,038,362百万円			1.有形固定資産の減価償却累計額 1,099,678百万円		
2.保証債務等			2.保証債務等		
(1)保証債務			(1)保証債務		
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容
従業員	1,919	「社員財形住宅貸 金」等に係る銀行 借入金	従業員	1,976	「社員財形住宅貸 金」等に係る銀行 借入金
その他	1,189	銀行借入金他	その他	1,259	銀行借入金他
計	3,108		計	3,235	
(2)保証債務に準ずる債務			(2)保証債務に準ずる債務		
対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容	対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容
サフォーク・リーシング・ インク	10,187	(注)	イーグル・ウィングス・イ ンダストリーズ・インク	1,525	銀行借入金
イーグル・ウィングス・イ ンダストリーズ・インク	1,247	銀行借入金	計	1,525	
計	11,434				
(注)米子会社のリース契約に係わる賃貸人の少数出資 者へ支払うべき残高である。			(注)米子会社のリース契約に係わる賃貸人の少数出資 者へ支払うべき残高である。		
3.債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金か ら12,400百万円除かれている。			3.債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金か ら18,000百万円除かれている。		
4.当第1四半期連結会計期間末の無形固定資産には、 のれん73百万円が含まれている。			4.当連結会計年度末の無形固定資産には、のれん78百 万円が含まれている。		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成21年度第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	平成22年度第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日)	1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日)
現金及び預金 137,617百万円	現金及び預金 266,158百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金 683百万円	預金期間が3ヶ月を超える定期預金 845百万円
有価証券(取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資) 4,176百万円	現金及び現金同等物 265,313百万円
現金及び現金同等物 141,110百万円	

(株主資本等関係)

平成22年度第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び平成22年度第1四半期連結累計期間

(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
 - 普通株式 5,537,956千株
 - 優先株式 437千株
2. 自己株式の種類及び株式数
 - 普通株式 88千株

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

平成21年度第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	256,193	2,922	259,115	-	259,115
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	(17)	-	(17)	17	-
計	256,175	2,922	259,097	17	259,115
営業利益(又は営業損失)	(30,200)	569	(29,631)	17	(29,613)

(注) 1. 事業区分の方法は、産業区分及び市場の類似性に基づいている。

2. 各事業区分の主要製品等

(1) 自動車.....乗用車等

(2) 金融.....販売金融等

【所在地別セグメント情報】

平成21年度第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	127,085	30,759	42,718	20,474	38,076	259,115	-	259,115
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	52,935	706	4,882	18,936	66	77,528	(77,528)	-
計	180,021	31,466	47,601	39,411	38,143	336,644	(77,528)	259,115
営業利益(又は営業損失)	(25,880)	(3,768)	(1,863)	587	724	(30,200)	587	(29,613)

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっている。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国

(2) 欧州.....オランダ

(3) アジア.....タイ、フィリピン

(4) その他.....オーストラリア、ニュージーランド、U.A.E.、プエルトリコ

【海外売上高】

平成21年度第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計
海外売上高（百万円）	31,693	50,466	41,513	31,298	30,555	185,528
連結売上高（百万円）						259,115
連結売上高に占める 海外売上高の割合（％）	12.2	19.5	16.0	12.1	11.8	71.6

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっている。

2．本邦以外の区分に属する主な国又は地域

（1）北米.....米国

（2）欧州.....オランダ、イタリア、ドイツ、ロシア、ウクライナ

（3）アジア.....タイ、マレーシア、台湾

（4）オセアニア.....オーストラリア、ニュージーランド

（5）その他.....U.A.E.、プエルトリコ

3．海外売上高は、四半期連結財務諸表提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

【セグメント情報】

1．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等の意思決定機関が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社グループの主な事業は自動車事業であり、自動車及びその関連部品の設計、製造、販売を行っている。また、金融事業として当社グループ製品の販売金融及びリースを行っている。したがって、当社グループは取り扱い商品の区分により「自動車事業」及び「金融事業」の2つを報告セグメントとしている。

2．報告セグメントごとの売上高及び利益（又は損失）の金額に関する情報

平成22年度第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	自動車	金融	計	調整額 （注）1	四半期連結損益 計算書計上額 （注）2
売上高					
（1）外部顧客に対する売上高	400,858	2,875	403,733	-	403,733
（2）セグメント間の内部売上高 又は振替高	47	-	47	(47)	-
計	400,906	2,875	403,781	(47)	403,733
セグメント利益（又は損失）	(4,935)	487	(4,448)	(47)	(4,495)

（注）1．セグメント利益（又は損失）の調整額は、セグメント間取引消去によるものである。

2．セグメント利益（又は損失）は、四半期連結損益計算書の営業利益（又は営業損失）と一致している。

(地域に関する補足情報)

1. 外部顧客の所在地を基礎として区分した外部顧客に対する売上高

平成22年度第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

(単位:百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計
売上高							
外部顧客に対する売上高	82,424	39,290	105,302	82,704	43,178	50,833	403,733

(注) 1. 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米・・・米国
- (2) 欧州・・・オランダ、イタリア、ドイツ、ロシア、ウクライナ
- (3) アジア・・・タイ、マレーシア、台湾
- (4) オセアニア・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・U.A.E.、プエルトリコ

2. 当社及び連結子会社の所在地を基礎として区分した売上高及び営業利益(又は営業損失)

平成22年度第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

(単位:百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計	消去又は全社	連結
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	258,645	35,690	24,641	34,259	43,178	7,317	403,733	-	403,733
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	99,550	3,524	20,138	51,162	54	-	174,429	(174,429)	-
計	358,195	39,215	44,779	85,422	43,233	7,317	578,163	(174,429)	403,733
営業利益(又は営業損失)	(12,278)	(3,139)	1,978	6,560	1,807	532	(4,539)	43	(4,495)

(注) 1. 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米・・・米国
- (2) 欧州・・・オランダ
- (3) アジア・・・タイ、フィリピン
- (4) オセアニア・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・U.A.E.、プエルトリコ

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用している。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

平成22年度第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		平成21年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	42.86円	1株当たり純資産額	38.54円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

平成21年度第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		平成22年度第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	4.77円	1株当たり四半期純損失金額	2.12円
(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していない。		(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していない。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成21年度第1四半期 連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	平成22年度第1四半期 連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純損失(百万円)	26,436	11,756
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	26,436	11,756
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,537,816	5,537,869
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

平成22年度第1四半期連結会計期間
(自平成22年4月1日
至平成22年6月30日)

該当事項はない。

2【その他】

該当事項はない。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

三菱自動車工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 雅之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武内 清信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「重要な後発事象」に記載のとおり、会社は平成21年7月28日にシンジケーション方式の中期タームローン契約を締結し、平成21年7月31日に借入を実行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月 6日

三菱自動車工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 雅之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武内 清信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。